

10年間の競業禁止条項を含む製造委託契約の有効性およびその契約違反による損害額

大阪地裁平成18年4月27日判決 平成16年(ワ)第7539号
損害賠償等請求事件 一部認容・一部却下・一部棄却(確定)
判例時報1958号155頁

佐 藤 祐 介**

【要 旨】

被告Yが、原告Xとの間で締結した製造委託契約に基づき、Xの特許出願中の技術およびノウハウを用いて2剤混合の用事調整型CO₂含有粘性組成物製剤を製造し、これをXに納入していたところ、Xが、Yが上記契約に含まれる競業禁止条項に違反して他に上記製剤を販売したとして、Yに対し、上記製剤の製造販売の差止めを求めるとともに、上記契約の債務不履行に基づき、逸失利益および無形損害の賠償を求めた。

判旨は、①X特許成立についてYの錯誤はないと認定してYからの錯誤無効を斥け、②競業禁止条項はノウハウ保護のため合理的であるとして、拘束条件付取引や優先的地位の濫用という独占禁止法上の不公正な取引への該当性から公序良俗違反により無効となることはないととともに、③差止請求については対象の特定性の観点から一部認容し、④Xが被った損害額については民訴法248条を適用して一部認容した。

本件判決は、従前の裁判例等から見ておおむね首肯できるものであるが、民事訴訟法248条を適用した損害額の算定についてはやや不満が残る。

<参考条文>民法90条、95条、独占禁止法19条、不公正な取引方法(昭57公正取引委員会告示15号)一般指定13項(拘束条件付取引)、同14項(優越的地位の濫用)、民事訴訟法248条

【事 実】

Xは、従前より「メディプローラ」との商品名の2剤混合の用事調整型CO₂含有粘性組成物製剤(以下、Xa製剤という)を開発・製造していたが、その後、X販売の「アジュバンDSパック」、「ISIS」および「キアラ」という2剤混合の用事調整型CO₂含有粘性組成物製剤(以下、これらをそれぞれXb製剤、Xc製剤、Xd製剤という)の製造をYに委託した。

次いで、XとYは、Xの開発した基本処方ならびにXの特許出願にかかる技術を用いて、Xa製剤を改良した製品(以下「本件製品」という)もしくは本件製品を構成するジェル(本件「ジェル」という)をYが製造する旨の製造委託契約を締結した。

この契約は有効期間が2年であるが、「Yは

* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGAN

** 岩手大学教授(社会科学系、地域連携推進センター専任) 法学博士・弁理士 Yusuke SATO

本件製品又は本件ジェルについて、その類似品も含めてXからの事前の書面による許可なく一切製造することは出来ず、X以外の者に製造させることも販売することも出来ない。」との競業禁止条項が含まれており、かつこの条項は本件契約終了後も10年間有効とされている。

Yは、本件契約締結以降、契約にいう本件製品に含まれるXb、Xc、Xdの各製剤を製造しXに納入していたが、商品名「ヴィータゲル」、「ラ・ムーンジュエル」および「アローニングジェル」という2剤混合の用事調整型CO₂含有粘性組成物製剤（以下、これらをそれぞれYa製剤、Yb製剤、Yc製剤という）をXの許可なく製造しX以外の会社に納入するようになったので、Xは、右Yの行為が競業禁止条項に違反するとして直ちに本件契約を解除するとの意思表示をした。

Xは、本件契約に基づき、商品名で特定したYa～Yc製剤および「Xが出願中の特許に基づく基本処方及び技術を利用して製造する2剤混合の用事調整型CO₂含有粘性組成物製剤と同一又は類似する一切の商品」についてのYの製造販売の差止めを求めるとともに、Yの契約違反によりXが契約解除せざるを得なくなったことから、Yに製造委託していたXb～Xd製剤のYへの発注ができなくなり、これらの製品をXの取引先に販売していれば得られたであろう利益を逸失したとともに、競業品であるYa～Yc製剤をYが製造販売したことによりXは潜在的市場を奪われ、このYの行為がなければ得られたであろう利益を逸失したとし、さらにYが右商品をXの商品よりは廉価で販売したことから、X商品の価格設定等について顧客から疑義が持たれるなどの影響が生じ、Xは顧客への説明や価格設定の見直し等の必要に迫られるなど、無形的損害が生じたとして、これら逸失利益および無形損害の賠償を求めた。

これに対して、Yは、a) Xの技術に特許性

がないにもかかわらず特許されるものと誤信したため契約終了後も10年間有効な競業禁止条項を受け容れたのであるから、本件契約は錯誤により無効である、b)長期の競業禁止条項が含まれていることから、本件契約締結は独占禁止法上の不公正な取引にあたり、公序良俗違反により無効である、として本件契約の有効性自体を争うとともに、c)Xが被った損害についても争った。

【判 旨】

争点a)の錯誤無効については、Yが特許権の成否について特段の注意を払っていた事実はないと認定して、特許性についての誤信自体を否定した。特許権の成立は、契約の要素ではないと認定している。

独占禁止法に関する争点b)については、Yの本件製品等の製造にあたりXからYへノウハウが提供されている事実を認定して、この「ノウハウを守るため、契約終了後も一定期間類似商品の製造販売を禁止することは、合理性のあるもの」であり、同法19条の不公正な取引方法にかかる「相手方の事業活動を不当に拘束する条件」ということはできない、とともに、本件契約締結までのX・Yの取引期間・事業規模等を考慮すると、同不公正な取引方法にかかる優越的地位の濫用があったともいえないし、また競業禁止条項において禁止される類似範囲が広すぎる、競業禁止期間が長すぎる点については、本件で対象となっている被告製品および販売期間の限度では公序良俗違反とまでいふこともできない、としている。

差止めの対象について、「Xが出願中の特許に基づく基本処方及び技術を利用して製造する2剤混合の用事調整型CO₂含有粘性組成物製剤と同一又は類似する一切の商品」は抽象的で特定を欠く、として差止めは認めず、具体的な商品名で特定したYa～Yc製剤にのみ差止めを認容した。

争点c) の損害については、イ) Xの解除による契約の即時終了の結果としてのXのYへの発注不能により、Xが取引先へ納品・販売できなくなったりことの損害、ロ) Yが競業禁止条項に反して競業品を販売したことにより、Xの製品が売れなくなったりことの損害、ハ) Xの無形的損害が問題となっている。イ) については、Xの解除が、信頼関係を破壊するYの契約違反に起因してなされたことから、その解除による損害についてXはYに賠償請求できるとしたうえで、XのYへの発注不能による損害発生は認められるが、発注不能による商品不足や信用失墜等による損害額の証明は、その損害の性質上、きわめて困難である、ロ) については、Yの競業品販売とX商品の売り上げ減少との間の一定の因果関係は推測に難くないことからXの損害発生は認められるものの、Y以外の他業者も競業品を販売していることから、その損害の性質上金額の証明はきわめて困難である、ハ) については、Y製品以外に競業品が販売されていたことからYの販売によって新たな無形的損害が発生したと認められない、として、イ)、ロ) に関して、「弁論の全趣旨と本件の証拠調べの結果に基づき、民事訴訟法248条により、原告の損害額を、200万円と認定する。」とした。そして、とくに重視した点として、Y主張のY製品販売数量・売上高のほか、Xの解除前半年間のX発注高を基礎として解除後の想定X発注高を算定したこと、Yの各商品についての小売価格でなくYの納入価格、Xb製剤についてはXがOEM商品として販売業者に売っているためYからXへの販売価格と販売業者の売価との差額がXの粗利益となるわけではないことをあげている。

【研究】

1. 錯誤無効について

Yの主張としては、競業しないとの約束をし

なくともXの技術が特許されるなら特許の存続期間（出願から20年間）内はその技術に基づいて本件製品を製造することはできないので、10年間の競業禁止を受け容れてもよいと考え、契約締結した、というのであろう。つまり、競業禁止の受け容れという意思表示自体には錯誤はないが、その動機について錯誤があるので、民法95条により無効になる、と主張しているわけである。

動機の錯誤については諸説があり、昔から研究も多い¹⁾。動機は意思表示の内容ではない（二元論）ため、動機の錯誤にはこの95条は適用されないが、その動機も表示されることによって意思表示の内容となる、と考えるのが従来の通説²⁾であり、判例もこれにしたがっていると見られている³⁾。そして、その錯誤は要素についての錯誤でなければならず、何が要素であるかは、それについての錯誤がなければその表意者および一般人なら意思表示しなかったであろうほどに重要な部分である⁴⁾、との解釈が従来有力であったとされている。これに対して、近時、相手方の信頼や取引安全を重視する信頼主義の観点から動機錯誤と表示錯誤を区別しない一元論や、動機錯誤は情報収集の失敗により意思形成を誤った場合であって、そのリスクは合意によってあらかじめ相手方に転嫁しておくことができるにもかかわらずそうしなかった表意者は不利益をこうむっても仕方がないのであるから動機錯誤については錯誤法の外部で扱るべきであるとの新二元論や、動機錯誤か表示錯誤かにかかわりなく合意の拘束力の根拠となる原因が錯誤によって失われる場合が要素の錯誤にあたるとする新一元論が有力である⁵⁾。

判旨は、本件ではそもそもYは特許の成否を気にしていなかったと事実認定し特許性についての誤信があったこと自体を否定している。また、特許権の成否は契約の要素ではないと認定している。これから、本件契約を実質的に見て、

競業禁止の合意に拘束力を与える原因是、ノウハウ供与とその保護にあり(上記判旨の争点b)についての記述を参照), 特許の成否についてあるわけではない, と判断したことが窺われる。そうであるなら上記の新一元論によったものとも見ることができる。

特許性の錯誤が争点になった裁判例を見てみると, そうした実質的な観点を重視したと考えられるものがある。たとえば, 東京高判昭52. 7. 20⁶⁾は, 特許等の出願中の人造大理石の製造および販売についての独占権付与契約は, 特許権等が近日中に発生しない場合には, 締結しなかったであろうと認められないで, 特許権等の発生についての錯誤は要素の錯誤にあたらぬとしたものであるが, 契約の1年ほど前から大理石の製造販売に深く関与しその将来性に着目していたことが, 特許権不発生でも契約するであろう事情であることを認定しており, 契約の拘束力の実質的根拠を探求している⁷⁾。

東京高判平16. 10. 27⁸⁾は, 特許出願中の発明に関する実施契約のライセンサーが実施料の支払いを求めた事案において, ライセンサーが, 特許成立の見込みがなければ実施契約を結ぶ必要もないであるから, 拒絶査定が確定した以上, 特許成立についての錯誤により契約は無効であると主張したのに対し, ライセンサーは広告や同業者に対する警告書などで特許出願中であることを利用したので, 特許成立の見込みの有無にかかわらず, 特許出願中の発明についての実施契約に利益がないとはいえない, として, 契約の拘束力の原因となる実質的な対価的関係を認定し, 錯誤により無効になることはない, とした。

特許性の錯誤が争点となったわけではないが, 実用新案権者であるライセンサーに高額の権利金を支払って登録実用新案を実施した事業を行う契約を結んだライセンサーが, その事業展開に必要な代理店等と実用新案権の実施契約

を締結する権限を有するものと誤信したのにその権限がなかった場合にライセンサーからの錯誤無効を認めた東京高判平12. 3. 16⁹⁾では, 契約締結権限が与えられているか否かによって事業推進の主導権をどちらが握ることになるかが決まるので, 契約締結権限の有無は契約の要素となる, として, 権利金が高額であることを考慮した原判決を維持しており, 高額の権利金に見合う契約内容という観点で要素を判断したものと考えられ, 高額の権利金を支払って締結された契約の拘束力の実質的原因を探求したものとなっている。

本判決は, 錯誤無効について, こうした一連の裁判例の延長上に位置したものといえよう。

2. 独占禁止法上の不公正な取引方法への該当性

独占禁止法19条は「事業者は, 不公正な取引方法を用いてはならない。」と定めるとともに, 不公正な取引方法については2条9項で列挙し, その範囲で公正取引委員会が指定するものとしている。不公正な取引方法の指定は1982年公正取引委員会告示15号(一般指定)により行われている。公正な競争を阻害するおそれのある行為を公正取引委員会の指定により定め, 予防的に禁止する趣旨である。ただ, 判旨も述べるよう, その指定された行為に該当するからといって, 直ちに契約が無効となるわけではなく, 公序良俗違反性がある場合に無効とされる(民法90条)。

本件では, 競業禁止条項を含む製造委託契約の締結が, 一般指定13項「拘束条件付取引」に定められた「相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて, 当該相手方と取引すること」や, 一般指定14項「優越的地位の濫用」の「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して, 正常な商慣習に照らして不当に」「相手方に不利益となるように取引条件を設定し, 又は変更すること」等の行為に該当し, 公

序良俗に違反するか、が争点となった。

ノウハウライセンス契約について一般指定13項を認定した審決例として、旭電化工業事件¹⁰⁾およびオキシラン化学事件¹¹⁾がある。両事件はほとんど同内容であり、特定の化学製品（エポキシ系可塑剤、エポキシ化亜麻仁油）でそれぞれ業界第1位の日本の化学メーカー（旭電化工業株式会社、オキシラン化学株式会社）が台湾の化学メーカーと締結した上記化学製品の製造にかかるノウハウ供与に関するライセンス契約の覚書に、契約終了後における我が国向けの供給制限が定められていたところ、審決はこの供給制限が不公正な取引方法の一般指定13項にあたり、独占禁止法19条に違反するとした。事実関係が不明であるが、特定の製品につきシェア1位であったことから、それらの製品についての我が国での自由な競争に影響を及ぼすと見て、公正競争阻害性がある、と判断したものと思われる。なお、一般指定14条を認定したノウハウライセンス契約についての審決例は見あたらない。

本件では、判旨のとおり、XからYに提供されたノウハウを守るため、契約終了後も一定期間類似商品の製造販売を禁止することは、合理性のあるものとし、一般指定13項に該当せず、また、X・Yの事業規模等から一般指定14項にあたることもないとした。上記の審決例と異なり、シェアの小さい中小規模の企業同士の契約であることから、公正競争阻害性がないと判断したものと思われる。

なお、この判断は、公正取引委員会により最近（平成19年9月28日）公表された「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」¹²⁾によつても是認されるものと思われる。この指針では、ライセンス契約にかかる技術を利用して製造する製品の数量を制限することは、公正競争阻害性を有する場合に、独占禁止法19条の不公正な取引方法に該当するとしている（同指針第4－

3－(2)－イ）。また「ライセンス技術を用いた製品の販売の相手方を制限する行為…は、…公正競争阻害性を有する場合には、不公平な取引方法に該当する。」としている。ところが、これらの公正競争阻害性に関して、「ノウハウのような秘密性を有するものについて漏洩や流出を防止する目的で、ライセンシーに対し一定の制限を課すことがあり、「これらの制限については、…一定の合理性がある場合が少くないと考えられる。他方、これらの制限を課すことは、ライセンシーの事業活動を拘束する行為であり、競争を滅殺する場合もあるので、制限の内容が上記の目的を達成するために必要な範囲にとどまるものであるかどうかの点を含め、公正競争阻害性の有無を検討する必要がある。」（同指針第4－4）としているからである。

3. 差止請求対象の特定性

知的財産権に関する訴訟において、差止めは、被告に対して、現在の侵害行為の停止と将来の侵害行為の予防のために請求される（特許法100条1項等）。三村判事によれば¹³⁾、この差止め対象については、従来の訴訟実務では、図面および文章で表現した製品等の構造その他の構成上の特徴により特定するようしているが、このような特定方法によると、強制執行手続において執行機関（執行裁判所・執行官）が目的物を特定できず執行不能になるなどの難点がある。そこで、東京地裁知的財産権部等の訴訟実務では、これの見直しを行い、差止めを求める製品等を商品名・型式番号によって特定すれば足り、請求原因事実としてその具体的な構成を主張するという取り扱いがなされるに至っている、とされている¹⁴⁾。

また、商品名・型式番号による特定では、将来被告がこれを変更することによって差止め判決の強制執行を免れることが容易であるとの懸念もあるが、実際には多くの場合商品名や型式番号は流通業者間で浸透しているのでその変更

には困難が伴うものであり、かりにこれを判決後に変更する事態には原告は改めて差止めの仮処分を申請しその事情を明らかにすることにより速やかに新商品名等による差止め決定を得ることで対処可能である¹⁵⁾。

本判決は、こうした訴訟実務に沿って、商品名で特定された製品についてのみ差止めを認めたものと解される。

4. 損害額についての民訴法248条の適用

民訴法248条については、損害額が発生したというべき場合には、「仮に損害額の立証が極めて困難であったとしても、民訴法248条により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいて、相当な損害額が認定されなければならない。」と説示した最高裁判例¹⁶⁾が注目されるところであるが、この民訴法248条をめぐっては多くの議論があり、その制度趣旨の理解については、裁量説と証明度軽減説とに分かれる。裁量説は、損害額の算定は証明にかかる事実の存否の問題ではなく、裁判所の裁量にかかる金銭的評価という法律問題ととらえるものであり、証明度軽減説は、自由心証主義の範囲内で証拠に基づき損害額を認定するという事実認定の原則を変更するものでなく、認定すべき事実の性質上、認定のために必要とされる証明度を一定の範囲で低減するものととらえる¹⁷⁾。類型によって証明度の軽減として働く場合もあれば裁判所の裁量権の付与として働く場合もある、との理解もある¹⁸⁾。

実務的には、「『民事訴訟法248条を適用して、本件に現れた一切の事情を考慮して、5000万円をもって相当な損害額と認める。』というような認定の仕方」「が許されるということは、裁判所にとっては、ほとんど根拠を示さないで損害の額の認定ができるので、『やり易い』ということで一見歓迎すべきことのように思われるかもしれないが、長い目で見れば、損害の額に関する当事者の主張立証活動が不活発になって

その点に関する真実が分かりにくくなり、裁判所も手探りで推測による判断を強いられるような事態が増加することになって困る」¹⁹⁾との指摘もなされている。

知的財産に関する訴訟において、ノウハウ等に関するものでは特許法102条や著作権法104条のような損害算定規定を適用することはできないため、この民訴法248条を適用して損害額を認定する必要性が高いものと思われる。そこで、裁判例を見てみると、神戸地判平13. 11. 30²⁰⁾は、本部（被告）から支部（原告）に靴を供給するとともに顧客の足に合わせた補正靴を作るノウハウを提供する継続的契約関係において、被告の違法な取引停止により原告が損害を受けたとして被告に対して債務不履行による損害賠償を請求した事例であるが、被告の違法な取引停止により原告がこうむった逸失利益から、民訴法248条の趣旨に照らして、粗利の10%を直接経費として控除すべきと判示している。

自動車データベース事件²¹⁾では、他人のデータベースを複製して販売した行為が不法行為にあたるとして損害賠償を求めた事例であるが、その逸失利益を算定する際に、顧客はアフターサービスの善し悪し等のいろいろな事情を考慮してシステム選定するものであるから、実際に原告システムと被告システムが競業した場合に被告が受注した件数のすべてを、被告が販売ていなかつたら原告が販売できたとまでは認められないとして、民訴法248条により、その被告受注件数の40%の件数をもって、原告が販売機会を失ったシステムの数と認定し、これに1台あたりの利益額を乗じて原告の逸失利益を算定している。

また、特許侵害に関するものであるが、医薬品に関する製法特許の独占的通常実施権者が特許権侵害に基づく損害賠償を求めたシメチジン特許事件²²⁾では、逸失利益の算定にあたり、原告の売上額から控除すべき一般管理費は、立証

がきわめて困難であるため、民訴法248条の趣旨に照らして売上額の40%と認定している。

これらの裁判例と比較すると、本件では、とくに重視した点の付記があるものの、損害額認定の根拠が不十分であるように思われる。「弁論の全趣旨…に基づき、民事訴訟法248条により、原告の損害額を、200万円と認定する。」との判示は、まさに上記実務的指摘²³⁾にあてはまり、問題がある。上記の裁判例のように、損害額算出過程を明示したうえで、その過程のどこで民事訴訟法248条を適用し、どんな数値（比率または額）を認定したのかを明らかにすることが望まれよう。

5. 本判決の射程範囲

以上述べてきたように本件判旨は、民事訴訟法248条の適用場面でやや不満が残るもの、それを除けば、従来の裁判例を踏襲していると見られることもあり、おおむね是認できよう。

最後に注意しなければならない点を述べれば、本判決の射程範囲である。判旨の、競業禁止の合意が独占禁止法上の不公正な取引方法にあたらず、公序良俗違反により無効となることはないとの部分では、本件で対象となっている被告製品および販売期間の限度で、という断り書きがついている。かりに本件訴えが契約終了後10年近く経過した後でのYの無断製造販売について提起されるとすれば、そのころにはおそらく本件ノウハウも一般に知られるようになり同種製品がちまたの一般的な商品として他業者からも製造販売されるようになっているであろうから、競業禁止条項はノウハウ保護の合理的理由を失い、独占禁止法上の不公正な取引方法該当性から公序良俗に反し無効と判断されることになると思われるからである。したがって、この部分の射程範囲は、判旨も認めているとおり、本件で対象となっている被告製品および販売期間に限定されると考える。

注記

- 1) 川島武宜、平井宣雄編『新版注釈民法（3）総則（3）』有斐閣（2003年）385頁（川井健執筆）、409頁、山本敬三『民法講義I 総則第2版』有斐閣（2005年）157頁。
- 2) 我妻栄『新訂民法総則』岩波書店（1965年）295頁、297頁。
- 3) 川井・前掲注1) 409頁。
- 4) 我妻・前掲注2) 300頁。
- 5) 以上について山本・前掲注1)，157頁以下を参照。
- 6) 判例時報868号46頁、[判決] 牧野利秋「出願中の製法特許等に基づく商品の製造販売を目的とする独占権付与契約において右特許等が得られなかった場合と要素の誤認の有無」山上和則先生還暦記念論文集刊行会編『判例ライセンス法—山上和則先生還暦記念論文集』発明協会（2000年）13頁。
- 7) 牧野・前掲注6) 18頁は、契約で予定されている各給付における等価性についての誤信がないとしており、契約の拘束力を根拠づける実質的原因に着目している。等価性については川井・前掲注1) 413頁も参照。
- 8) 最高裁HP参照。
- 9) 最高裁HP参照。
- 10) 審決平7.10.13。
- 11) 審決平7.10.13。
- 12) なお、この新たな指針の公表に伴い、平成11年7月に公表された「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」は廃止されている。
- 13) 三村量一「対象製品、対象方法の特定」牧野利秋・飯村敏明編『新・裁判実務大系4巻 知的財産関係訴訟法』青林書院（2001年）84頁。
- 14) 三村・前掲注13) 89-90頁。
- 15) 三村・前掲注13) 91-92頁。
- 16) 最小判平18.1.24、判例時報1926号65頁、判例タイムズ1205号153頁、[判決] 川嶋四郎「相当な損害賠償額の認定（民訴法248条）等に関する事例」法学セミナー52(2)通626号121頁。
- 17) これらの説については、伊藤滋夫「民事訴訟法248条の定める『相当な損害額の認定』（上）（中）」判例時報1792号3頁、判例時報1793号3頁、樋口正樹「民訴法248条をめぐる裁判例と問題点」判例タイムズ1148号23頁、およびそれであげられた文献を参照。

- 18) 川嶋・前掲注16) 121頁, および樋口・前掲注17)
28頁。
- 19) 伊藤滋夫「民事訴訟法248条の定める『相当な損
害額の認定』(下・完)」判例時報1796号3頁。
- 20) 最高裁HP参照。
- 21) 東京地判平14.3.28, 判例時報1793号133頁, 判例
- タイムズ1104号209頁。
- 22) 東京地判平10.10.12, 知裁集30巻4号709頁, 判
例時報1653号54頁, 判例タイムズ986号144頁。
- 23) 伊藤・前掲注19) 3頁。

(原稿受領日 2007年11月6日)

